

児童クラブ通所選考基準

通所基準				基本指数				
類型	細 目			父	母	祖父	祖母	親族
就労	外勤・ 自営・ 農漁業	月 2 0 日 以上	1 日 8 時間以上（ 1 6 0 時間）	10	10	10	10	10
			1 日 7 時間以上（ 1 4 0 時間）	9	9	9	9	9
			1 日 6 時間以上（ 1 2 0 時間）	8	8	8	8	8
			1 日 5 時間以上（ 1 0 0 時間）	7	7	7	7	7
			1 日 4 時間以上（ 8 0 時間）	6	6	6	6	6
			1 日 3 時間以上（ 6 0 時間）	4	4	4	4	4
		月 1 6 日 以上	1 日 8 時間以上（ 1 2 8 時間）	8	8	8	8	8
			1 日 7 時間以上（ 1 1 2 時間）	7	7	7	7	7
			1 日 6 時間以上（ 9 6 時間）	6	6	6	6	6
			1 日 5 時間以上（ 8 0 時間）	5	5	5	5	5
			1 日 4 時間以上（ 6 4 時間）	4	4	4	4	4
			1 日 3 時間以上（ 4 8 時間）	3	3	3	3	3
		月 1 2 日 以上	1 日 8 時間以上（ 9 6 時間）	6	6	6	6	6
			1 日 7 時間以上（ 8 4 時間）	5	5	5	5	5
			1 日 6 時間以上（ 7 2 時間）	4	4	4	4	4
			1 日 5 時間以上（ 6 0 時間）	3	3	3	3	3
			1 日 4 時間以上（ 4 8 時間）	2	2	2	2	2
			1 日 3 時間以上（ 3 6 時間）	1	1	1	1	1
		月 3 6 時間未満			0	0	0	0
疾病	入院の場合（当該入院している者）			10	10	10	10	10
	常時臥床（居宅内療養）			10	10	10	10	10
身障療育	障害者 手帳	1 級		10	10	10	10	10
		2 級		6	6	6	6	6
	療育 手帳	A判定、B判定		10	10	10	10	10
		C判定		6	6	6	6	6
付添	入院の場合（完全看護の場合を除く）			10	10	10	10	10
特に通所が必要であると市長が認める場合				10	10	10	10	10
上記以外で明らかに保護に欠けている状態（災害等）				10	10	10	10	10
基本指数平均（保護者の基本指数の合計を保護者人数で除したもの）：（A）								

学年による調整基準	調整指数
通所希望児童が1年生	10
通所希望児童が2年生	9
通所希望児童が3年生	7
通所希望児童が4年生	3
通所希望児童が5年生	1
通所希望児童が6年生	0
調整指数：（B）	

世帯等の状況による調整基準	調整指数
ひとり親のみ世帯又は両親不存在世帯	1
親族の経営する事業所に勤務する場合（常勤、社保加入の場合を除く）	-1
自営で、同一世帯で2人以上が従事している場合	-1
両親・祖父母のうち2名以上が1ヵ月の就労日数が16日未満の場合	-2
住居と同じ学区に自営先、祖父母（在宅）宅がある場合	-1
調整指数の合計：（C）	

児童クラブ通所選考基準指数：（A）＋（B）＋（C）	
---------------------------	--

【注】

- 通所基準の複数（就労と障害など）に該当する保護者については、最も高い指数を適用する。
- 居宅内就労で居住部を主にして就労する場合については聞き取りにより通所の判断をする。
- 児童クラブ通所選考基準の指数が同じ場合は生年月日の若い人を優先する。